

行田市人権教育基本方針

2023年3月 改定

行田市教育委員会

目 次

I	基本的な考え方	1
1	基本方針改定の趣旨	1
2	教育基本方針の性格	2
3	教育基本方針の実施	2
II	人権教育の基本的な方針と <u>その考え方</u>	3
1	人権教育の基本的な方針	3
2	<u>基本的な方針の考え方</u>	3
III	学校等における人権教育	4
1	人権教育実施体制の確立	4
2	互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進	4
3	家庭や地域社会との連携	5
4	人権教育の研究推進	6
5	教育相談体制の充実	6
6	教職員に対する研修会等の実施	7
IV	家庭、地域社会、企業等における人権教育	8
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	8
2	家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実	8
3	地域社会における人権教育の推進	9
4	人権教育の指導内容、指導体制の工夫・改善	9
5	人権教育指導者の養成と研修の充実	10

V	各人権課題に対する取組	11
1	女性	11
2	子ども	12
3	高齢者	14
4	障がいのある人	15
5	同和問題	17
6	外国人	19
7	<u>感染症に関連する人権問題</u>	20
8	インターネットによる人権侵害	22
9	性的少数者の人権問題	23
10	災害時における人権への配慮	24
11	様々な人権問題	26
①	プライバシーの侵害	26
②	犯罪被害者やその家族	26
③	アイヌの人々	26
④	北朝鮮当局による拉致問題	27
⑤	刑を終えて出所した人	27
⑥	ホームレスの人権	27
⑦	<u>ケアラー・ヤングケアラー</u>	27
⑧	<u>引きこもりに関する人権問題</u>	28
⑨	その他	28

| 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

行田市は、平成15年（2003年）7月に「人権の理解と交流の推進」の実現を目指し、「同和行政の基本方針」を策定しました。

この基本方針では、市における人権・同和問題についての考え方や市が進める人権施策の基本的な考え方、各種の人権施策の取組が示されました。

行田市教育委員会では、この方針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、人権教育の中の重要課題として同和教育を位置付けながら、全ての市民の人権が尊重される社会の実現に取り組んできたところです。

しかしながら、近年、いじめや児童虐待の増加、インターネット上の個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっています。さらには、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権の配慮といった新たな人権問題が発生しました。このような状況の中、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、平成25年（2013年）11月に「行田市人権施策推進基本方針」が策定されました。

行田市教育委員会では、策定された行田市人権施策推進基本方針に基づき、同和教育基本方針を改定するとともに、行田市人権教育基本方針を策定しました。

そして、平成28年（2016年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消推進法」という。）が施行され、同年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する

る法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)、さらに同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が施行されました。

行田市教育委員会では、これら「人権3法」の周知と具体化を図るとともに、社会情勢の変化に適切に対応するため、平成30年(2018年)12月に本教育基本方針を改定しました。

さらに、令和4年(2022年)3月には、「埼玉県人権教育実施方針(第2次改訂)」が策定され、同年7月には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」並びに「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。これらの周知と具体化を図るとともに、社会情勢の変化に適切に対応するため、本教育基本方針を改定するものです。

2 教育基本方針の性格

- ①「行田市人権施策推進基本方針」のうち、行田市教育委員会、学校等における人権教育の基本的な方針の考え方、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものです。
- ②「第6次行田市総合振興計画」及び「行田市人権施策推進基本方針」を踏まえたものです。
- ③「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、行田市教育委員会が人権教育・人権啓発を総合的に推進するためのものです。

3 教育基本方針の実施

実施に当たっては、長期的視点に立ち継続的に取り組みます。なお、学校等、家庭、地域社会の今後の情況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

II 人権教育の基本的な方針とその考え方

1 人権教育の基本的な方針

偏見や差別のない、市民一人ひとりの人権が尊重された

「未来をひらく人材をはぐくおまち」を目指して、人権意識の醸成を図ります。

2 基本的な方針の考え方

①市民が主体となる人権教育を推進する

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

②生涯を通じた人権教育を推進する

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、市民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

③人権感覚を培う人権教育を推進する

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育を推進します。

④共生の心を醸成する人権教育を推進する

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合う等、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

III 学校等における人権教育

◇ねらい

教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進し、
人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題
を解決しようとする子どもを育成する。

1 人権教育実施体制の確立

- 人権教育目標の設定に当たっては、教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子ども像を明らかにし、教育活動に位置付けます。
- 子どもの発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進するための学習環境を整備します。
- 人権教育実施のための全体計画の作成をはじめ、内容に関する企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案等を組織的に進めます。
- 研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子どもの変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図ります。
- 組織のあり方については、学校等の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有できるようにします。

2 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

- 教育活動全体を通じて豊かな人権感覚を身に付け、あらゆる教育活動を開拓し、人権を尊重する教育に取り組みま

す。

- 参加体験型学習である「人権感覚育成プログラム」(県教委)を授業等で活用し、自他の人権を尊重し、他者の痛みを共有できる共生の心の育成、具体的な態度や行動がとれる児童の育成を目指します。
- 道徳教育の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実します。また、埼玉県の特色を生かした「彩の国の道徳」(県教委)等の資料を活用した人権教育を行います。
- 総合的な学習の時間において、多様な学習形態、指導体制を工夫し、地域の協力を得る等、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用します。
- 児童生徒の人権作文、人権に関する標語、人権ポスターを募集し、人権感覚を高める啓発活動を行います。
- インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならぬいための判断力を身に付けられるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ります。

3 家庭や地域社会との連携

- P T A 活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取組を推進し、保護者の人権感覚を育成します。また、参加体験型学習である「人権感覚育成プログラム」を活用するよう、学校等への呼び掛けを行います。
- 家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設け、家庭との連携を密にします。「家庭用『彩の国の道徳』」(県教委)等の資料の活用の呼びかけも行います。

- 学校等での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりを目指し、人権教育に対する保護者等の理解を促進します。
- 交流活動を発展・関連させ、人権教育の視点でとらえた教育に取り組みます。
- 埼玉県独自の仕組みである支援籍学習の定着・充実を図るなど、インクルーシブ教育を推進します。
- 学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通した情報提供、学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域社会の連携強化を図ります。

4 人権教育の研究推進

- 人権教育を実施するに当たっては、児童生徒の発達段階に応じた実践的・先駆的な研究を行うとともに、参加体験学習型等、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を促す指導内容・指導方法についての工夫改善を図ります。
- 人権教育目標及び人権教育上の視点を設定した、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成します。
- 自校の人権教育推進上の課題を明確にし、児童生徒に人権についての知的理解と人権感覚を身に付けさせるよう、全教職員の共通理解のもと教育活動全体を通じて組織的、計画的に研究推進します。

5 教育相談体制の充実

- 総合教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、児童生徒の悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図ります。

- 市の教育相談員やさわやか相談員、スクールカウンセラー
やスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、児童生
徒の理解を深める教育相談体制の充実に努めます。
- 専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努めま
す。特に子どもの健全育成、人権課題の解決に関しては、関
係機関との連携を強化するとともに教育相談以外の関係機
関との連絡も強化します。

6 教職員に対する研修会等の実施

- 教職員に対して人権及び人権問題の正しい理解を図り、人
権課題の解決に向けて意識を高めます。
- 事例研修会、授業研究会、研修報告会等を計画的に実施し
ます。
- 人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての
理解を深める研修を実施します。
- 豊かな人権感覚の育成や自他の人権を尊重し合うことができるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用し、自他の人
権を守るための実践力の向上を図ります。
- 行田市小・中学校人権教育推進委員会を計画的に開催しま
す。

IV 家庭、地域社会、企業等における人権教育

◇ねらい

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付けて、互いに人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に努める。

1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

- 幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、生涯学習の視点に立って、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を継続的に展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。
- 広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、公民館等の社会教育施設等を中心として、講座等を実施し、人権に関する多様な学習機会の提供・充実を図ります。
その際、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚が身に付くような内容とします。
- さまざまな人権問題を理解し、自分自身の課題として捉え、人権課題解決のために行動できるような学習教材の開発や提供を行います。

2 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

- 豊かな人権感覚が身につくように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を行います。
- 家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等をさらに育むために、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校及び特別支援学校の連携を深めます。
- 中学校区単位でのPTA人権教育研修会やPTA家庭教育学級における人権教育研修会を実施します。

3 地域社会における人権教育の推進

- 地域社会の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた講座や講演会、公民館人権教育講座を実施します。
- 学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人ひとりが大切にされる地域コミュニティづくりに向け、それぞれが持つ役割を担いつつ、互いに連携・協働した取組を進めます。
- 本市では、年齢・性別・国籍等さまざまな違いを持った人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能もそれぞれに異なっています。このような本市の人的資源を生かしながら人権課題の解決を図ります。
- 学校等は地域社会の教育文化施設として大きな役割を果たしていることから、学校等が持つ人的・物的な資源を生かしながら人権課題の解決に向け、学校等と地域社会が相互に連携する体制を整備します。
- 企業やNPO等では、人権教育や啓発、人権擁護の分野において、幅広い取組が行われています。人権教育をより一層効果的に推進していきため、これらの豊富な知識や経験を持つ企業やNPO等と積極的に連携し、学習内容の充実を図ります。

4 人権教育の指導内容、指導体制の工夫・改善

- さまざまな人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践行動に結び付くよう、人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善を図ります。
- 本市における人権教育の推進を図り、人権尊重の精神の高揚

を図ることを目的として、行田市人権教育推進協議会を組織します。

- 人権教育に関する研修会や講演会を開催します。
- 人権教育に関する調査研究、広報活動を実施します。
- 北埼玉3市で協力し、共通の人権課題解決を目指します。
(北埼玉地区人権教育推進協議会への参加)
- 市民及び人権関係団体・市民団体との連携を図り、各種研修会への職員の参加を推進します。

5 人権教育指導者の養成と研修の充実

- 人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成します。
- 学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成します。
- 人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施していく指導者の養成と充実を図ります。
- 指導者の養成や人権感覚の育成を目指す「行田市人権教育講座」を年3回程度実施します。

Ⅴ 各人権課題に対する取組

平成14年（2002年）3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、各人権課題に関する取組について「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されています。

そこで行田市教育委員会では、「行田市人権施策推進基本方針」を踏まえ、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「同和問題」、「外国人」、「感染症に関する人権問題」、「インターネットによる人権侵害」、「性的少数者の人権問題」、「災害時における人権への配慮」、「様々な人権問題」を解決するために、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施します。

なお、人権教育の実施に当たっては、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことも必要となります。

1 女性

（1）現状と課題

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する偏見や差別、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力（DV）やストーカー

行為など、女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現などの女性の人权を侵害する情報が増加しています。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するために、教育・啓発、相談・支援等の施策を総合的に推進します。

(2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成を図るために男女共同参画の視点に立った人権教育を推進します。

【学校等における推進方策】

○ 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図ります。

○ 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、性別等にかかるわらない個人の相互理解と協力についての学習を充実します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

○ 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を育む家庭教育等の充実を図ります。

2 子ども

(1) 現状と課題

平成元年（1989年）に国連で採択され、わが国でも平成6年（1994年）に批准している「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊

厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、貧困問題、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑化、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー問題など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

(2) 子どもに関する人権教育の推進について

子どもの人権を守るために、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した教育を推進します。特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関が家庭や地域社会と連携し、子どもの権利が尊重され、守られるような取組を推進します。

【学校等における推進方策】

- 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした学校運営や教育指導が行われるよう配慮します。
- 自他の権利を尊重することの大切さや、社会の中で果たすべき義務や責任について理解を深める学習の取組を推進します。
- 暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、市の教育相談員やさわやか相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る教育相談体制の整備に努めます。
- 「いじめ撲滅宣言」に基づき、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決に努めます。また、必要に応じて、関係機関と協力して早期解決

を図ります。

- 教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう、研修を充実します。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図ります。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成・人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長を図るため、地域の多様な人材を活用するなど、地域社会で子どもを育てる環境づくりに努めます。
- 子どもの権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境づくりを推進します。

3 高齢者

(1) 現状と課題

本市の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和5年（2023年）1月1日現在の高齢化率が32.6%と、人口の約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。また、高齢者に対する振り込め詐欺や悪質な訪問販売などの犯罪も増加しています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

(2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢社会の課題や高齢者に関する理解を深める教育を推進します。また、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、役割を持って、さまざまな分野において活躍できる環境づくりを推進します。

【学校等における推進方策】

- 高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進します。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者としての活用に努めます。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解が深められるよう、学習機会を整備します。
- 子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進します。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活の全てに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内の身体拘束や虐待などが指摘されたり、地域で孤立してしたりするなど、意思表明の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

こうした背景を踏まえて、障がいの有無にかかわらず、互いに、その人らしさを認め合いながら 共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年（2016年）4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、障がいを理由とする差別を解消するとともに障がいのある人もない人も共生する社会の実現を目指すことが求められます。

（2）障がいのある人に関する人権教育の推進について

障がいのある人もない人も同様に基本的人権を享有する個人として尊重されることへの理解を深める教育を推進します。また、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導の充実を図ります。

【学校等における推進方策】

- 障がいのある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。
- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人ひとりの障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する理解と認識を促進するため、学校等において、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を実施します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加を促進する学習を推進します。
- 障がいのある人に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

この問題の解決を図るため、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、一部に課題が残るもの的生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別措置法終了後は、偏見や差別意識の解消、人権意識の高揚のため、引き続き同和問題に関する教育・啓発活動を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、近年ではインターネットの匿名性を悪用し、掲示板サイトへの差別的な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題が発生しています。

また、結婚、就職などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

このような状況を受け、平成28年（2016年）12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」とこと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

さらに、令和4年（2022年）7月には「埼玉県部落差別の解消に関する条例」が施行されました。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き同和問題の解決を目指して教育・啓発を積極的に推進していきます。

（2）同和問題に関する人権教育の推進について

これまでの同和教育は、同和問題だけでなく、子ども、女性、障がいのある人等の様々な人権課題に取り組むことで、人々の人権意識の高揚を図ってきました。部落差別解消推進法の理念を踏まえ、今後も同和教育を人権教育の中に位置付け、同和問題の課題である心理的差別の解消に向け、同和問題に関する正しい理解を深める教育を推進します。

【学校等における推進方策】

- 子ども及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進します。
- 子どもの発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図ります。
- 同和問題を正しく認識し、偏見や差別をなくそうとする態度を育成します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 心理的差別の解消に向けて、市民の意識が高まることを目指した学習機会を確保します。
- 学校、関係機関及び社会教育関係団体等との連携を密にし、地域ぐるみで同和問題をはじめとする人権教育を推進します。

6 外国人

(1) 現状と課題

本市における在留外国人数は、令和5年（2023年）1月1日現在で、1,866人、人口に占める割合は2.4%となっており、増加傾向にあります。

こうした中、全国的に見ると、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆる「ヘイトスピーチ」であるとして、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしかねないものであることから、平成28年（2016年）6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

本市においても、国籍などの異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」の実現が求められています。

(2) 外国人に関する人権教育の推進について

外国人住民が国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが基本的人権が尊重されるとともに、外国人住民が快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会づくりと、日本人と外国人住民がお互いの人権を尊重し合う人権教育を推進します。

【学校等における推進方策】

- 国際化の著しい進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成します。
- 外国人の子どもに対して、日本語学習指導をはじめ、適切な支援をするとともに、人権に配慮します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 教育施設等を利用し、諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会を提供します。

7 感染症に関する人権問題

(1) 現状と課題

HIVは、正しい理解があれば日常生活の中では感染することはありません。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、エイズ患者・HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

また、新型コロナウイルス感染症はその感染拡大に伴い、陽性者とその家族のほか、医療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々などに対する差別的取扱いを生じさせるという新たな人権問題を顕在化させることとなりました。

その他、各種感染症や、難病、慢性疾患等の患者も周囲の理解不足により様々な人権問題に直面しています。

(2) 感染症に関する人権教育の推進について

エイズやHIVについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、

性に関する指導と連携した人権教育を推進します。

ハンセン病についても正しい知識の普及を図るとともに、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための教育を推進します。

新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見や差別は許されないことへの理解を深める教育を推進します。

【学校等における推進方策】

- 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別について相互補完的な指導の充実を図ります。
- ハンセン病に関する啓発資料、各種広報活動、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安から陥りやすい偏見や差別について考える機会を設けることなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導を実施します。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 医師会や各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進します。

- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育・啓発を推進します。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットの普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。学校教育においては、国の「GIGAスクール構想」により、小中学校の児童生徒一人一台端末の環境が実現し、オンライン学習やICT技術を活用した一人一人の状況に応じた学習が可能となりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

平成14年（2002年）5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促す被害者救済が図られることになりました。

また、いわゆるリベンジポルノなどによる被害の発生・拡大を防止するため、平成26年（2014年）11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法

律（リベンジポルノ被害防止法）」が施行されました。

今後も、インターネット利用者一人ひとりが、人権に関する正しい理解を深め、適正に利用できるよう啓発を図り、対策を講じていく必要があります。

（2）インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解を深めるための学習を推進します。

【学校等における推進方策】

- 発達段階に応じて情報モラル教育の充実を図り、情報に関する自他の権利を尊重し、情報手段を適切に活用していくための判断力や心構えを身に付けさせる教育を推進します。
- インターネット利用による人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付ける学習の充実を図ります。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実します。

9 性的少数者の人権問題

（1）現状と課題

性的少数者に対する差別や偏見により、就労等の社会生活上の制約を受ける問題が生じています。また、性自認や性的指向を理由として、社会の様々な場面で悩みや生活上の困難を抱えている人もいます。

性的少数者の人権に対する社会的関心の高まりを受け、
本市では、性の多様性を認め合い共に生きる社会を目指し、
令和3年（2021年）4月から「行田市パートナーシップ
宣誓制度」を実施しております。その後、埼玉県では、令和
4年（2022年）7月に「埼玉県性の多様性を尊重する社
会づくり条例」が制定施行されました。

性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をな
くすとともに、誰もが自分らしく生きることのできる環境づ
くりが必要です。

（2）性的少数者の人権問題に関する人権教育の推進について
性的少数者に対する正しい理解を深め、本人や家族の心情
に十分配慮した対応を行えるようにしていきます。性的少数
者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必
要です。

【学校等における推進方策】

- 集団生活を送る上でのルールやマナーを身に付けさせな
がら、互いに違いを認め合う人権学習を実施します。
- 子どもの発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して
正しい知識を身につけ、理解を深める教育を推進します。
- 学校が組織で取り組む環境づくりを進め、相談員やスクー
ルカウンセラーを活用し、悩みや不安を抱える子どもに寄
り添った相談体制の充実を図ります。

【家庭、地域社会等における推進方策】

- 性的少数者に関する正しい理解を図り、本人や家族の心情
に十分配慮した対応が行えるよう、地域社会への支援を行
います。

(1) 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人の暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などのいわゆる「要配慮者」や女性などへの避難所生活における配慮が問題になりました。

その後も日本各地で地震や災害が発生しており、中でも令和元年東日本台風（台風19号）は、本市にも甚大な被害をもたらしました。

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

(2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりの人権への配慮について関心と認識を深めてまいります。

【学校等における推進方策】

○ 災害時において、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう正しい理解を図ります。

○ 被災地域からの人たちの人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付ける機会の充実を図ります。

【家庭、地域社会等における推進方策】

○ 被災地域からの人たちに対する過剰に反応せずお互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適

切に対応できる態度を身に付ける機会の充実を図ります。

1.1 様々な人権問題

① プライバシーの侵害

プライバシーの侵害に関しては、身元調査をはじめ、情報化社会の進展に伴い、個人情報が不正に収集・利用される事例など、多くの問題が発生しています。そのため、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実します。

② 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的な被害を受けている場合が多くあります。そのため、犯罪被害者やその家族の人権侵害について正しい理解を深める教育を推進します。

③ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、アイヌ民族であることを理由としてさまざまな差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このような状況の中、令和元年（2019年）5月には、「アイヌ人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。しかし、アイヌの人々の歴史や文化についての認識不足等により、偏見や差別が依然として見られます。そのため、アイヌの歴史や伝統、文化等について学び、正しい理解を深める教育を推進し、誤

解や偏見、差別意識の解消を図ります。

④ 北朝鮮当局による拉致問題

埼玉県では、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否が未だ確認されておりません。そのため、学校等においては、子どもの発達段階に配慮し、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を図ります。また、文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」等を活用して、拉致問題についての関心を深めます。家庭、地域社会においては、拉致問題を人権課題の1つとして関心と認識を深めるための取組を推進します。

⑤ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する、地域社会からの偏見や就労などの問題が見られます。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

⑥ ホームレスの人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じています。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

⑦ ケアラー・ヤングケアラー

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を損ない、精神的に追い詰められ、社会的に孤立してしまう場合があります。中でも、ヤングケアラーは、ケアを担うことで、自分の学習、心身の健康、生活への影響を受け、そのことで将来の選択が大きく変わってしまうことがあります。そこで、ケアラー・ヤングケアラーの

存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進する
とともに、ケアラー・ヤングケアラーが孤立することなく、
適切な支援を受けることができるよう関係機関が連携した
相談・支援体制づくりを推進します。

⑧ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる
経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤独感など個々の
思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復さ
せることは難しくなります。そのため、ひきこもりに関する
正しい理解を深める教育を推進します。

⑨その他

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進します。